宇城市浄化槽設置整備事業補助金対象工事

既成底板コンクリート【プレキャストコンクリート底板（PC板）】

　の使用について

　工事施工において、底板コンクリート（プレキャスト板）を使用する際は、当該工事に携わる

浄化槽設備士の責任において、以下の内容を遵守したうえで施行すること。

1．申請関係

①既成底板コンクリート（プレキャスト板）を使用する場合は、次の書類を事前に提出し承認

を得ること。

1）申請者の既成底板コンクリート（プレキャスト板）使用確認（承諾）書（任意様式）

2）使用承認願い

　　3）既成底板コンクリート（プレキャスト板）の図面及び仕様書

（設計計算書・強度計算書・底板図面等）

2．施工方法

　①基礎工事は従前同様とし、沈下又は変形が生じない施工とする。

②工事においては、従来通り国土交通省令・環境省令に定める通りとする。

3．中間検査（据付前）

　①搬入確認及び表示確認（製品名・型番・寸法等）

　②底板の計測（縦×幅×厚み）※厚み100ｍｍ以上・鉄筋入り

4．施工管理

　①上記3の管理（自社）写真（スケール等による規格が明確化する写真）

　②既成底板コンクリート（プレキャスト板）据付状況写真（据付前後及び作業写真等）

　③据付後、レベル等使用による水平が確認できる写真

5．提出書類

　1～4の既成底板コンクリート（プレキャスト板）を含め、従来通りの書類提出とする。